

○申告の必要があるもの

事業の用に供することができる資産で、法人税法又は所得税法の規定によって、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要経費に算入される有形固定資産

〈申告漏れが見受けられる例〉

- ①家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
(例：家屋の所有者以外の者が設けた設備（資本的支出）や事業のために必要な設備（資本的支出）など)
(該当する資産は構築物として申告してください。)
- ②使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産（一括償却可）であっても個別に減価償却をしている資産
- ③租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
(中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金参入の特例を適用した資産)
- ④耐用年数を経過し、法定の減価償却を終え、残存価額のみ計上されている資産
(評価額は残存価額ではなく、取得価額の5%となります。)
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑥遊休又は未稼動資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる資産
- ⑦害賦購入資産などで代金を完済しないものであっても、事業の用に供している資産
- ⑧資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産
(リース資産のうち、実質的に「所有権留保付割賦販売」と考えられるものは買主（賃借人）が申告してください。)
- ⑨赤字決算のため、減価償却を行っていないくても、本来償却が可能な資産
- ⑩改良費のうち資本的支出として資産計上している資産
(本体部と区分し、耐用年数は本体と同じ。資産の価値を高めるための費用は、本体とは別に申告してください。)
- ⑪福利厚生のに供する資産
- ⑫税務会計（法人税法又は所得税法等）において土地の取得価額に算入せず、構築物として減価償却を行っている構築物
(埋立て、地盛り、防壁工事等土地の造成又は改良工事等)

○申告の対象とならない資産

- ・土地及び上記①に該当しない家屋
- ・自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- ・繰延資産
- ・無形減価償却資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- ・馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く）